

令和6年度 第6回 名桜大学研究倫理審査委員会 議事要旨

1. 日 時：令和6年10月18日（金）16：30～18：00
2. 場 所：本館5階 第5会議室
3. 出席者：永田美和子委員長、大城凌子人間健康学部長、グレッグ美鈴看護学研究科長（博士後期課程）、花城和彦看護学研究科長（博士前期課程）、奥本正スポーツ健康科学研究科長（修士課程）、小嶋洋輔研究所長（Teams）、木村安貴人間健康学部長、矢野恵美外部審査委員（国立大学法人琉球大学法科大学院教授）（Teams）、満名悦子外部審査委員（沖縄県民生委員 児童委員協議会理事）、池原秀人事務局長
4. 欠席者 仲尾次洋子国際学部長・国際学部長、嘉納英明国際文化研究科長（国際地域文化システム専攻修士・博士課程）
5. 陪 席 仲榮真修地域連携研究推進課長、屋部藍華地域連携研究推進課係員、前里貴史地域連携研究推進課係員、比嘉真恵美地域連携研究推進課係員
6. 議事  
議事に先立ち、永田委員長より定足数の確認がなされた後、開催宣言が行われた。

【審議事項】

(1) 学部生に係る名桜大学研究倫理承認番号の付与について

大城委員より、資料に基づき人間健康学部スポーツ健康学科生の研究計画書（1件）の審査について説明があった。審議の結果 2024-023 について委員より、①資料1ページの「倫理審査結果報告書のNo.4.8 に関しては必ず、指導教員に確認をしてもらってください」との記述に関して、何を認めるのかが不明であるため、卒業研究の倫理審査を担当した教員に具体的に記述をもらい、回答書を付けること、②申請書の2. 研究組織・研究倫理研修会最新受講歴の研究責任者のEL CoREの更新日を確認すること、③17ページの評価項目は、研究の目的に沿った評価・測定項目になっているかどうか分かるように記述すること、④資料33ページの対象者用の依頼文2.対象者の選定で、身体に整形外科的異常がないこと、運動をした場合にはとすよう指摘があった。⑤対象者男女20名のところは、男女を削除し、20名とした方が良いとの意見があった。⑥資料29ページ【連絡先】のところで、学生の研究倫理審査であり、研究責任者の身分を明確にした方が良かったため職階を入れるよう意見があった。⑦倫理的な配慮のところに、基本的な属性を記載するよう意見があった。以上のことについて、申請者へフィードバックをし、委員長が修正された書類を確認し、承認をする方向で進めることが確認された。

結果については、下表のとおり。

受付番号	研究課題名	受理日	審査委員会承認日	判定
2024-023	ダイナミックストレッチが大 腿四頭筋に与える即時効果	令和6年10月10日	令和6年10月18日	承認

(2) 倫理審査判定について

永田委員長より、資料に基づき倫理審査部会の倫理審査の判定の見直し(案)について説明があり、審議の結果、原案の通り承認された。

(3) 名桜大学研究倫理に関する規程の一部改正について

仲榮眞地域連携研究推進課長より、資料に基づき、名桜大学研究倫理に関する規程の一部改正(案)について説明があり、審議の結果、下記のとおり修正することが確認された。

- ・第2条(4)：「研究対象者とは、人を対象とする研究のために、前号の研究実施者へ個人又は集団の情報及びデータ等を提供する者をいう。」⇒「研究対象者とは、人を対象とする研究のために、前号の研究実施者へ情報又はデータ等を提供し、研究対象となる者をいう。」
- ・第11条：「・・・「審査部会」・・・」⇒「・・・「      部会」・・・」
- ・第12条：文言の微修正
- ・第12条の1：専攻科を追加する。委員長に報告し審議する。学部長を削除する。  
学部での報告者については、陪席となることも併せて記載する。

(4) 名桜大学研究倫理審査部会規程の一部改正について

仲榮眞地域連携研究推進課長より、資料に基づき、名桜大学研究倫理審査部会規程の一部改正(案)について説明があり、審議の結果、下記のとおり修正することが確認された。

関係各条：「・・・「審査部会」・・・」⇒「・・・「      部会」・・・」

- ・第3条、ただし、各研究科については、別に定める。とする。
- ・第6条：原則としての文言を追加する。
- ・関係各条：「研究科」の追記並びに文言の微修正
- ・第7条：(審議事項)⇒(審議事項及び判定)、専攻科を追加
- ・第8条：(1)「研究倫理規程第2条第2号の研究者の研究を倫理審査の対象とする。ただし、学部学生の研究は、当該学生が在籍する学科の倫理審査に付し、本規定の倫理審査の対象外とする。」⇒「研究倫理規程第2条第2号の研究者の研究を倫理審査の対象とする。ただし、学部および専攻科学生の研究は、当該学生が在籍する学科等の倫理審査に付し、本規定の倫理審査の対象外とする。」

(5) 研究倫理審査者(通常審査)に係る謝金について

永田委員長より、資料に基づき、研究倫理審査者に係る謝金等基準について説明があり、審議の結果、委員より部会長にも謝金があった方が良いとの意見があり、担当部局との調整等を含め、継続審議となった。

(6) 倫理審査について

木村委員より、資料に基づき砂川学長の研究計画書(1件)の迅速審査について説明があり、審議の結果2024-024について、承認となった。

結果については、下表のとおり。

受付番号	研究課題名	受理日	審査委員会承認日	判定
2024-024	沖縄県北部地区住民における健康調査およびこれに基づく疾患予兆法と予防法の開発	令和6年10月11日	令和6年10月18日	承認

#### 【報告事項】

##### (1) 審査申請状況について

地域連携研究推進課より、資料に基づき報告がされた。

- ・ 人間健康学部審査部会研究倫理審査 審査状況

(10月) 審査部会審査2件(結果：条件付き承認2件)

#### 【その他】

##### (1) 令和6年度第5回研究倫理審査委員会議事要旨について

令和6年度第5回研究倫理審査委員会議事要旨について承認がされた。

永田委員長より、前回の名桜大学研究倫理審査委員会にて、国際文化博士後期課程院生の研究計画書(1件)の審査について、保護者に対する依頼文等を追加作成する必要があるとの意見があり、追加された依頼文の確認を永田委員長と嘉納委員が行い、承認となったことが報告された。